

平成 27 年度（前期）大阪府都市整備部建設工事条件付一般競争入札(事前審査型)
に係る参加資格事前登録申請説明書「土木工事」

大阪府都市整備部建設工事条件付一般競争入札(事前審査型)に係る災害時等施工能力事前審査登録「土木工事」を希望する者（以下「登録希望者」という。）は、以下の事項を熟知のうえ、災害時等施工能力事前審査登録申請書を提出しなければならない。

1 対象者及び対象工事

この事前登録の対象者は、次の要件に該当する者とする。

- ① 大阪府建設工事競争入札参加資格者名簿中、「土木一式工事」及び「とび・土工・コンクリート工事」を業種登録し、両業種について有効な経営事項審査を受けている者で、「土木一式工事」の等級が B、C 又は D に格付けされている者であること。
- ② 受注希望工種を「土木」としている者であること。
- ③ 別表による所管区域に大阪府建設工事競争入札参加資格審査申請において届け出ている大阪府と契約する営業所を有する登録業者で、建設業法上の主たる営業所の所在地が大阪府内にある者であること。

2 災害時等施工能力事前審査登録申請書の提出

- (1) 災害時等施工能力事前審査登録申請書（以下「申請書」という。）は、別紙様式第 1 号から第 6 号により作成すること。
- (2) 申請書の表紙には、登録希望者の「住所・商号又は名称・代表者名」を記入し、代表者印（契約書等に押印する使用印を含む。以下同じ。）を押印すること。
- (3) 申請書（経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを含む）は、書面の持参により提出すること。なお、提出部数は 1 部とする。
- (4) 申請書の作成及び提出に要する費用は、登録希望者の負担とする。
- (5) 申請書の提出期間及び提出場所は、以下のとおりとする。

① 申請書提出期間

平成 27 年 2 月 2 日（月）～平成 27 年 2 月 17 日（火）の平日 10：00～16：30 ※12時15分から13時の間を除く
--

②申請書提出場所

大阪府岸和田土木事務所 総務・契約課

※ なお、登録希望者は申請書の作成とともに、別紙様式第 6 号に必要事項を記載の上、岸和田土木事務所(アドレス：kishiwadadoboku@sbox.pref.osaka.lg.jp)あてに添付ファイルとしてメール送信すること。

3 審査基準

2 で提出された申請書に関する審査は、次の審査基準により行う。

- ① 事前審査の対象となる年度の大阪府建設工事競争入札参加資格者登録を有し、かつ、受注希望工種を「土木」としている者であること。
- ② 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）別表第 1 上欄に掲げる「土木一式工事」及び「とび・土工・コンクリート工事」に関する同法第 7 条第 2 号イ、ロ又はハに該当する者（主任技術者又は一般建設業の許可基準である営業所に設置する専任の技術者）を 2 名以上直接雇用していることを証明できる者であること。なお、法人である場合においては常勤の役員を、個人である場合においてはこの事業主を含むものとする。
- ③ 「土木一式工事」及び「とび・土工・コンクリート工事」について、建設業法第 27 条の 23 の規定による経営事項審査の審査基準日が事前登録の申請日の 1 年 7 ヶ月前に相当する日以後の日であること。
- ④ バックホウ（バケット容量 0.28 m³以上に限る。）及びダンプトラック（積載重量 2 t 積み以上に限る。）を所有又は 6 ヶ月以上の長期賃貸借契約（リース会社）により事前審査の申請時にそれぞれ 1 台以上保有していることを証明できる者であること。
- ⑤ ④の重機のうち、バックホウについては大阪府都市整備部発行の「土木工事共通仕様書 第 1 編 第 1 章総則 1-1-30 環境対策 6. 排出ガス対策型建設機械」に示す第 1 次基準以上を満たしていることを証明できる者であること。また、ダンプトラックについては、大阪府の流入車規制に適合していることを証明できる者であること。
- ⑥ ④の重機の運転資格者を有する者であること。
- ⑦ ④の重機を保管する場所を当該土木事務所管内に自社所有又は借地により保有していることを証明できる者であること。
- ⑧ 常用労働者を 3 名以上直接雇用していることを証明できる者であること（②の技術者に該当するとして申請した者を除く）。
- ⑨ 災害時における応急対策に係る土木事務所からの要請に協力することを誓約している者であること。
- ⑩ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）に基づく厚生年金保険に事業主として加入していること。ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。

4 審査結果の通知

2 で提出された申請書の審査の結果については、申請書に記載しているメールアドレスあて電子メールで通知し、事前審査で適格された業者を認定業者とする。

5 審査結果に対する質問

4 の審査結果について質問事項がある場合は、質問事項を記載した文書（以下「質問書」という。）を土木事務所に持参により提出すること。なお、質問書の提出期限は、審査結果の通知があった日の翌日から起算して 10 日後とする。

質問事項を記載した文書が提出されたときは、その文書の提出があった日の翌日から起算して 7 日以内に文書により回答する。

なお質問書の提出及び回答期間については、大阪府の休日に関する条例（平成元年大阪府条例第2号）第2条第1項に規定する府の休日は除く。

6 入札参加資格事前登録の有効期間

入札参加資格事前登録の有効期間は、以下のとおりとする。

有効期間

平成27年4月1日～平成28年3月31日

7 入札実施のお知らせ

条件付一般競争入札（事前審査型）により建設工事を発注する場合、認定業者のうち当該工事の資格要件を満たす全ての業者に対し、入札参加者の募集に係るお知らせを、発注事務所から申請書に記載するメールアドレスあてに、電子メールにより通知するものとする。

8 その他の留意事項

- (1) 認定業者は、6の有効期限までに、1に規定する要件に該当しなくなった場合及び2で提出した入札参加資格事前登録申請書に記載する項目（所在地・名称等含む）について変更した場合、様式第7号により土木事務所長に速やかに変更を申し出なければならない。
- (2) 次に掲げるいずれかに該当する場合、4の認定を取り消す。
 - ① 認定業者が大阪府の発注する建設工事において不適切な行為を行ったとき
 - ② 2で提出した入札参加資格事前登録申請書に虚偽の記載があったとき
 - ③ 入札参加資格審査申請において届け出ている大阪府と契約する営業所の所在地を当該土木事務所管内から管外へ移したとき
 - ④ 1に規定する要件に該当しなくなったとき、または3に規定する審査基準を満たさなくなったとき
- (3) 提出された申請書は、返却しない。
- (4) 必要に応じて申請者に対し、別途資料の請求及びヒアリングを行うことがある。
- (5) 取得した個人情報、技術者等の照合・確認以外には使用しないものとする。

	事務所名（担当課）	所在地・電話番号
問合せ先	大阪府都市整備部	〒596-0076
	岸和田土木事務所 総務・契約課	岸和田市野田町3丁目13番2号 電話番号 072-439-3601（代表）